

制 度 名	理科観察実験支援事業 (PASEO)	主管課名	義務教育課指導 G		
		問合せ先	029-301-5226		
目的・趣旨	理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う補助員として、観察実験アシスタント (PASEO) を配置する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 小学校 (義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む) 及び中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む) の設置者に対して、理科の補助員 (観察実験アシスタント (PASEO)) の配置に要する経費の一部を補助する。</p> <p>[補助要件等] 「理科教育設備整備等補助金交付要綱」及び「理科観察実験支援事業実施要領」による。</p> <p>[対象経費] 小・中学校における理科の観察・実験の支援等を行う補助員 (観察実験アシスタント (PASEO)) の配置にかかる経費。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬 (人件費、謝金)</li> <li>・交通費</li> <li>・保険料</li> <li>・消耗品費 (白衣、防護めがね等)</li> <li>・会議費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信運搬費</li> </ul> </p> <p>[補助限度額等] 各補助事業者の設置する学校数の <math>1/10</math> 校 <math>\times</math> 1 校当たり 64 千円を内定額の目安とする。  例 設置校数が 55 校の場合 <math>55 \times 1/10 = 5.5 \div 6</math> 校分 6 校 <math>\times</math> 64 千円 = 384 千円  設置校数が 10 校に満たない場合には 1 校分 1 校 <math>\times</math> 64 千円 = 64 千円</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
理科教育における観察・実験の支援		1/3	—	2/3	—
<p>[令和 5 年度当初予算額] 196 百万円 ※「理科教育の充実のための総合的な支援」 の国の予算の内数</p>		<p>[令和 5 年度補助対象団体] 令和 5 年 5 月頃決定予定</p>			
[備考]					

# 理数教育充実のための総合的な支援

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

2,002百万円  
1,912百万円



## 背景・課題

- PISA2018や、TIMSS2019といった国際調査からは、「我が国の理数関係の学力は、国際的に見て高水準であるものの、児童生徒の理数に対する興味・関心に課題がある」等の結果が見られるため、理数科目に対する子供たちの興味・関心を高めていくための教育の推進が必要。
- また、令和4年4月実施の全国学力・学習状況調査の理科の結果において、知識を日常生活に関連付けて理解することや、他者の考えの妥当性を検討したり、実験の計画が適切か検討して改善したりすることに課題が見られたため、観察・実験活動の一層の支援を通じた理数教育の更なる充実が必要。

## 目的・目標

子供たちが、科学に対して興味・関心を持ち、科学的に探究する能力等を育成するためには、学習指導要領で重視する観察、実験の充実が不可欠。そのため、観察、実験にかかる理科設備等の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる環境の整備等の物的・人的の両面にわたる総合的な支援を目的とする。

## 事業内容 1

### 理科教育設備の整備

#### 理科教育設備整備費補助【1,805百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

「理科教育振興法」に基づいて、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助

補助対象経費	理数教育のための設備を整備するために必要な経費
補助割合	1/2 (沖縄 3/4)
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象校種	小学校(義務教育学校の前期課程含む)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)及び特別支援学校

## 事業内容 2

### 理科教育における観察・実験の支援

#### 理科観察実験支援事業【196百万円】

(国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金)

公・私立の小・中学校等の設置者に対して、理科の補助員(観察実験アシスタント(PASEO))の配置に要する経費の一部を補助。

補助対象経費	理科の観察・実験の支援等を行う補助員(観察実験アシスタント(PASEO))の配置にかかる経費
補助割合	1/3
実施主体	地方公共団体、学校法人
対象校種	小学校(義務教育学校の前期課程含む)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む)、特別支援学校(小学部及び中学部)